

学内ネットワーク利用規約

■ 学内ネットワーク利用規約について

学習院大学(以下「本学」という)は、教育研究活動の一環として、在籍する学生に学内ネットワークを提供しています。学内ネットワークの利用に関しては、別途「学内ネットワーク利用規約」(以下「本規約」という)を定めています。

本学の学生は、本規約の内容を理解し、これを遵守することが求められます。

本規約は、本学のウェブサイト上で公表されています。学生は、学内ネットワークを利用する前に、必ず本規約を確認し、その内容を十分に理解してください。

学内ネットワークを利用する場合、学生は本規約を遵守しなければなりません。本規約に違反する行為があった場合、本学は本規約に定める措置を講じることがあります。

本規約は、教育研究環境の維持と情報セキュリティの確保を目的としています。学生の皆さんは、良識ある利用者として、本規約を遵守し、学内ネットワークを適切に利用してください。

以上

■ 目次

第1章	総則	…P3
第2章	利用者の責務	…P4~P5
第3章	監視と措置	…P6
第4章	免責	…P7
第5章	雑則	…P7

■ 学内ネットワーク利用規約

第1章 総則

第1条(目的)

この規約は、学校法人学習院(以下「本院」という)が運用する情報ネットワークのうち、学習院大学(以下「本学」という)の学生に提供される学内ネットワークの利用に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(定義)

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学内ネットワーク:本学が管理・運営するコンピュータネットワーク及びそれに接続された機器、設備、ソフトウェア等の総称をいう。これには、学内 Wi-Fi、有線 LAN、学内 PC、本学が提供するメールシステムなどが含まれる。
- (2) メールシステム:本学が学生に提供するメールアドレス及び Web メールシステムの総称をいう。
- (3) 利用者:本学の学生であって、学内ネットワークを利用する者をいう。

第3条(適用範囲)

この規約は、本学の学生による学内ネットワークの利用に関する全ての事項に適用される。

2. 本院が運用する情報ネットワークのうち、本学以外の学校に係るネットワークの利用については、この規約の適用対象外とする。

第2章 利用者の責務

第4条(利用資格)

本学の学生は、教育研究活動の一環として学内ネットワークを利用することができる。

第5条(利用者識別情報とパスワード)

利用者は、本学が発行する利用者識別情報及びパスワードを使用して、学内ネットワークを利用するものとする。

2. 利用者は、自己の利用者識別情報及びパスワードの管理について責任を負うものとし、これを第三者に利用させてはならない。
3. 利用者の責任に帰すべき事由により利用者識別情報及びパスワードが第三者に利用されたことによって利用者が被る損害については、本学は一切の責任を負わない。

第6条(自己責任の原則)

利用者は、学内ネットワークを利用して行った一切の行為及びその結果について、自ら責任を負うものとする。

第7条(禁止事項)

利用者は、学内ネットワークの利用に際して、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他者の権利・利益を侵害する行為
- (4) 本学の信用・名誉を毀損する行為
- (5) 学内ネットワーク及びその他の本学の設備に支障を与える行為
- (6) 不正アクセス、ウイルス・マルウェアの作成・配布等の不正行為
- (7) 本学の許可なくネットワーク上で営利活動を行う行為
- (8) その他、本学が不適切と判断する行為

第8条(情報の発信)

利用者は、学内ネットワークを利用して情報を発信する場合、その内容について自ら責任を負うものとする。

2. 利用者は、発信する情報が第三者の権利を侵害しないよう十分に配慮しなければならない。
3. 利用者が学内ネットワークを利用して発信した情報が、第三者の権利を侵害したことにより紛争が生じた場合、利用者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、本学に損害を与えないものとする。

第 9 条(ソフトウェアの適正利用)

利用者は、学内ネットワークで利用するソフトウェアについて、著作権その他の権利を侵害しないよう、適正に利用しなければならない。

2. 利用者は、本学が提供するソフトウェアを、本学の許可なく複製、改変、転載、販売等してはならない。

第3章 監視と措置

第10条(利用状況の監視)

本学は、学内ネットワークの適正な運用を確保するため、法令及び本学の諸規程に基づき、利用状況を必要最小限の範囲で監視・監査することができる。

2. 前項の監視・監査は、利用者のプライバシーに最大限配慮して行うものとする。

第11条(利用履歴の収集と利用)

本学は、学内ネットワークの利用に際して、利用者の利用履歴を収集することができる。

2. 収集された利用履歴は、本院の統計データ分析等のために、個人が特定されない形で統計処理をして利用することがある。

3. 本学は、法令に基づく要請があった場合、または学内ネットワークの適切な運用を確保するために必要であると判断した場合に、個人の利用履歴を追跡し、必要な範囲で第三者に提供することがある。

4. 学生の利用履歴は、教育指導及び授業評価等の目的で担当教員に提供することがある。

第12条(利用の制限等)

本学は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該利用者の学内ネットワークの利用を一時的に制限することができる。

(1) この規約に違反したとき

(2) 学内ネットワークの運用を妨げる行為を行ったとき

(3) 利用状況の監視の結果、不適切な利用が認められたとき

(4) その他、本学が必要と判断したとき

2. 前項の措置によって利用者に損害が生じた場合でも、本学は一切の責任を負わない。

3. 本学は、利用者が第1項各号のいずれかに該当し、特に悪質と判断される場合、当該利用者の利用資格を取り消すことができる

第4章 免責

第13条(免責)

本学は、利用者が学内ネットワークを利用したことにより生じた損害について、本学の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

第14条(サービスの変更・中断)

本学は、学内ネットワークの運用上必要な場合、利用者への事前の通知なくサービスの内容を変更し、又は一時的に中断することができる。これにより利用者に損害が生じた場合でも、本学は一切の責任を負わないものとする。

第5章 雑則

第15条(規約の改定)

この規約の改定は、情報システム統括課にて情報ネットワークや学内ネットワーク、また、学内システムの運用状況や利用者の利用状況を考慮し随時行うものとする。

附則

この規約は、2026年4月1日から実施する。

■ 改定履歴

版数	改定日	改定内容	変更者
初版	2026/3/31	・ 計算機センター発布の「学内ネットワーク利用規定」を引き継ぐ形で一部内容を修正	平